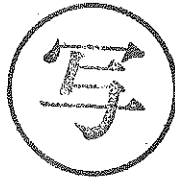


郵便約款の変更の認可
(くじ付番号付郵便葉書の無料交換制度の変更)

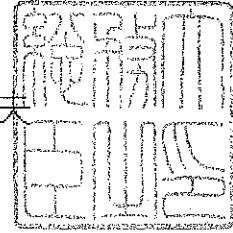
(総務大臣諮問第 1002 号)



諮問第1002号
平成20年 9月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



諮問書

郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄から、平成20年9月11日付け郵切葉第427号で、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第2項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

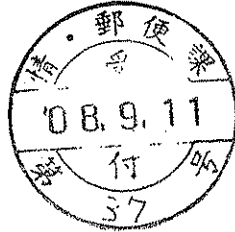
上記について諮問する。

審査結果

審査基準	審査結果	理由
<p>【施行規則第 26 条】</p> <p>会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）二 実施予定期日三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由	適	<p>郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>【法第 68 条第 1 項】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	適	<p>変更申請の内容は、くじ引番号付郵便葉書の交換制度の変更であり、これは法の定めにより、郵便約款に定めることとされている料金の支払方法（法第 28 条）に該当する事項であることから、郵便約款上、郵便の役務を提供するための条件が明文により定められており、適当なものと認められる。</p>
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p>	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>【法第 68 条第 2 項】</p> <p>2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	適	<p>変更申請の内容は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことから、適当なものと認められる。</p>

別添



郵切葉第427号
平成20年9月11日

総務大臣
増田 寛也 様

郵便事業株式会社
代表取締役会長

北村 憲雄

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
平成20年10月30日
- 3 変更を必要とする理由
お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正												
<p>(切手額の交換)</p> <p>第47条 汚染し、若しくはき損されていない郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損されていない郵便葉書若しくは郵便封筒は、これをその郵便切手又は郵便葉書若しくは郵便封筒の料額印面に表された金額により切手額と交換することができます。</p> <p>2 前項の規定により交換を請求する者(以下「請求者」といいます。)は、請求に係る切手額に料金表で定める額の手数料(第4項に規定する場合には、寄附金又は差額を添えるものとし、また、)を添えて、事業所に提出していただきます。</p> <p>3 切手額の交換は、次により、これを行います。</p>	<p>(切手額の交換)</p> <p>第47条 汚染し、若しくはき損されていない郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損されていない郵便葉書若しくは郵便封筒は、これをその郵便切手又は郵便葉書若しくは郵便封筒の料額印面に表された金額により切手額と交換することができます。</p> <p>2 前項の規定により交換を請求する者(以下「請求者」といいます。)の提出する切手額が、第4項の表中1に掲げるもの(当社が別に定めるものに限ります。)であるときは、前項の規定にかかわらず、その切手額の販売額により切手額(当社が別に定めるものに限ります。)と交換することができます。</p> <p>3 請求者は、請求に係る切手額に料金表で定める額の手数料(第5項に規定する場合には、寄附金又は差額を添えるものとし、また、)を添えて、事業所に提出していただきます。</p> <p>4 切手額の交換は、次により、これを行います。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>請求者の提出する切手額</th> <th>交換対象となる切手額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの</td> <td>その事業所において現に販売している通常切手額又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの</td> </tr> <tr> <td>2 1に掲げるもの以外のもの</td> <td>その事業所において現に販売している通常切手額のうち請求者が希望するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 前項の場合において、請求者は、希望するものが寄附金付郵便葉書(お年玉付郵便葉書等)に関する法律第5条第1項の規定により発行された郵便葉書に表された金額の寄附金を、また、当社が対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書で料額印面の付いたものであるときは、その郵便葉書の販売額と請求者の提出する郵便切手又は郵便葉書若しくは郵便封筒の料額印面に表された金額とを差額を手数料に加えて請求していただきます。</p> <p>5 事業所は、必要があると認めるときは、請求者に対し、その提出する切手額について未使用であることの証明を求めることができます。</p>	請求者の提出する切手額	交換対象となる切手額	1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの	その事業所において現に販売している通常切手額又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの	2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手額のうち請求者が希望するもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>請求者の提出する切手額</th> <th>交換対象となる切手額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの</td> <td>その事業所において現に販売している通常切手額又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの</td> </tr> <tr> <td>2 1に掲げるもの以外のもの</td> <td>その事業所において現に販売している通常切手額のうち請求者が希望するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 前項の場合(第2項の規定による場合を除きます。)において、請求者は、希望するものが寄附金付郵便葉書(お年玉付郵便葉書等)に関する法律第5条第1項の規定により発行された郵便葉書に表された金額の寄附金を、また、当社が対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書で料額印面の付いたものであるときは、その郵便葉書の販売額と請求者の提出する郵便切手又は郵便葉書若しくは郵便封筒の料額印面に表された金額とを差額を手数料に加えて請求していただきます。</p> <p>6 事業所は、必要があると認めるときは、請求者に対し、その提出する切手額について未使用であることの証明を求めることができます。</p>	請求者の提出する切手額	交換対象となる切手額	1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの	その事業所において現に販売している通常切手額又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの	2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手額のうち請求者が希望するもの
請求者の提出する切手額	交換対象となる切手額												
1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの	その事業所において現に販売している通常切手額又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの												
2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手額のうち請求者が希望するもの												
請求者の提出する切手額	交換対象となる切手額												
1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの	その事業所において現に販売している通常切手額又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの												
2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手額のうち請求者が希望するもの												
<p>附 則 (平成20年9月11日 郵切葉第427号)</p> <p>この改正規定は、平成20年10月30日から実施します。</p>	<p>附 則 (平成20年9月11日 郵切葉第427号)</p> <p>この改正規定は、平成20年10月30日から実施します。</p>												

郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果
(くじ引番号付郵便葉書の無料交換制度の変更)

平成20年9月29日
総務省

1 変更の認可申請の概要

(1) 変更の趣旨

くじ引番号付郵便葉書の無料交換制度を変更し、利用者利便の一層の向上を図る。

(2) 変更の内容

くじ引番号付郵便葉書のうち、料額印面(50円)以外で販売しているものの無料交換は、料額印面(50円)の額により交換可能であったが、今回、販売額(55円、60円)

※でくじ引番号付郵便葉書等と無料交換することを可能にする。

※ 料額印面(50円)以外で販売するくじ引番号付郵便葉書

- ・ 寄附金付お年玉付年賀葉書(55円)
- ・ お年玉付年賀葉書(インクジェット写真用)(60円)
- ・ 寄附金付夏のおたより郵便葉書(かもめ〜る)(55円)

特殊なもの(四面連刷(200円、220円)、広告付(45円))は無料交換の対象外

(3) 実施予定日

平成20年10月30日(木)

2 サービス変更の具体的な内容

【現在】

汚損し、若しくはき損されていないくじ引番号付郵便葉書で、事業所において再販売することができる場合、以下のとおり無料で料額印面(50円)相当の金額分について交換が可能

① 購入後に服喪があった場合

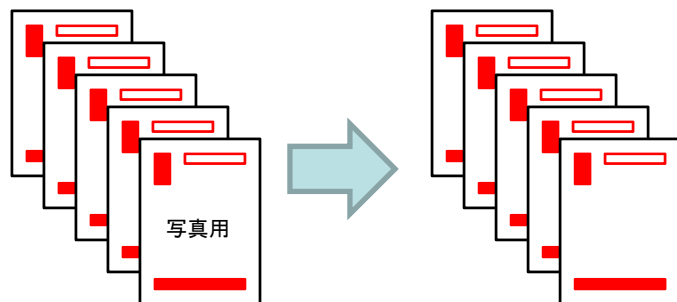
→ 郵便切手類に交換可能(12月28日まで)
(年賀葉書に限る。)

② 誤った種類を購入した場合

→ 他の種類のくじ引番号付郵便葉書に交換可能(販売期間中)

<インクジェット(写真用)>

<無地>



(販売額60円×5枚=300円)

【料額印面50円×5枚=250円】 【料額印面50円×5枚=250円】



【変更後】

汚損し、若しくはき損されていないくじ引番号付郵便葉書で、事業所において再販売することができる場合、以下のとおり無料で販売額(55円、60円)相当の金額分について交換が可能

① 購入後に服喪があった場合

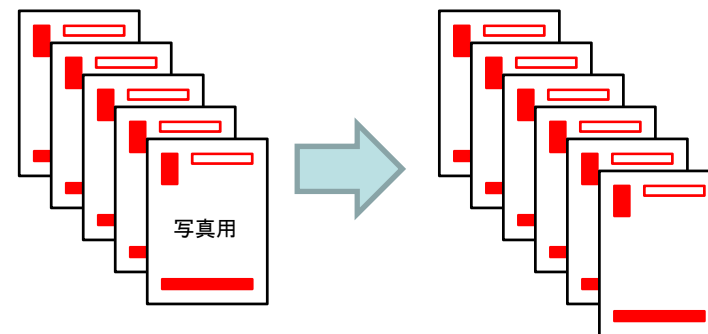
→ 郵便切手類に交換可能(12月28日まで)
(年賀葉書に限る。)

② 誤った種類を購入した場合

→ 他の種類のくじ引番号付郵便葉書に交換可能(販売期間中)

<インクジェット(写真用)>

<無地>



【販売額60円×5枚=300円】

【料額印面50円×6枚=300円】

3 サービスを変更する理由及びその改善効果

料額印面（50円）以外で販売されたくじ引番号付郵便葉書（55円、60円）について、実際の販売額相当分の交換とすることにより、利用者が不公平感を持つことなく、無料交換を行うことが可能となる。

<無料交換が可能なくじ引番号付郵便葉書の一覧(平成20年発行分)>

①お年玉付郵便葉書(平成20年10月30日から販売予定)

・無地	} 50円	・寄附金付(全国版)	} 55円
・インクジェット		・寄附金付(地方版)	
・くぼみ入り		・寄附金付(カーボンオフセット)	
・ディズニー		・インクジェット(写真用)	60円
・いろいろ			

②夏のおたより郵便葉書(かもめ～る)(販売終了)

・無地	} 50円	・寄附金付(カーボンオフセット)	55円
・インクジェット			
・くぼみ入り			
・絵入り			

4 審査結果

申請された郵便約款の変更については、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号。以下「施行規則」という。)の以下の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由		
<p>【施行規則第26条】 会社は、法第68条第1項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 郵便約款(変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。) 二 実施予定期日 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 	適	郵便事業株式会社(以下「会社」という。)から提出された認可申請書には、施行規則第26条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。		
<p>【法第68条第2項第1号】 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>	適	変更申請の内容のうち、法の定めにより、郵便約款に定めるとされている事項は料金の支払方法(法第28条第1項)であり、これについて郵便約款上規定されていることから、適当であると認められる。		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるとされている事項</p>				
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>			— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p>			— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。
<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	— 変更なし	従前と同様の取扱いであり変更はない。		
<p>【法第68条第2項第2号】 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと</p>	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。		

<参考:関連法令>

●郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）（抜粋）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

●郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年三月二十八日政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。